

# 府労組連ニュース

大阪府職員労働組合06-6941-3079 / 大阪教職員組合06-6768-2330

2016年 1月29日  
大阪府関連労働組合連合会  
総務部長最終回答

職場実態に  
もとづく追及で

## 「府人勸見送り」を許さず、一時金引上げを実現 不当にも月例給(給料表・地域手当)引上げは実施せず

### 賃上げで大阪経済を立て直し、「大阪から人が逃げる」事態の解決を

総務部長は1月28日、府労組連に対し「府人勸の実態を見送る」との最終回答を行いました。これに対し、府労組連は職場実態にもとづく厳しく追及し、最終回答の撤回・再検討を求め、交渉は中断しました。再開された団体交渉において「期末・勤勉手当について、人勸とあり平成27年度より年間0・1月分を引き上げる」との最終回答を引き出しました。

今年度の賃金確定のたたかいは、昨年4月に「給与制度の総合的見直し」による一律2%賃下げが強行され、府人事委員会が1・55%の月例給引上げと一時金0・1月引上げを勧告するものであった。たたかいは、

昨年11月30日の団体交渉では、総務部長が「現在の公務員制度において、人事委員会勧告を尊重・実施するのは当然のことと考えている。現段階において回答できないことは申し訳なく思う」と回答し、交渉継続となりました。

府労組連は、新春決起集会の

開催、民間労働者と連携した怒りのデモ行進、閣経連や商工会議所など経済団体への要請、大阪府への個人請願行動、職場上申要請行動、ひとこと要求カードなど、職場からのとりくみをすすめてきました。

交渉では、「若い職員・教職員が志半ばに退職していく」「募集しても人が集まらない」など、深刻な職場実態を訴えるとともに、「府人勸の見送りは、大阪府の行政水準や教育水準を大きく低下させる」「非正規労働者の賃金にも大きく影響する」「地方公務員法の『均衡の原則』

に反し、使用者責任を放棄する全国的にも歴史的にも異常な事態」「職場で日夜奮闘する職員の思いを踏みにじるもの」など、道理ある追及を行いました。

「マスコミでも『府人勸見送り』が一部報道されるも、いったん『府人勸の実態を見送る』との最終回答が出されましたが、これを押し返し、最終局面で「一時金0・1月引上げ」回答を引き出したのは、この間の職場からのたたかいと道理ある追及である追及によるものです。しかし、不当にも月例給(給料表・地域手当)の引上げを見送ったことは、断じて許せません。

「厳しい府財政は月例給引上げ見送りの理由にならない」

府当局は「財政調整基金から必要額を取り崩す見込み」「平成29年度に多額の財源対策の必要性が見込まれる」と、現時点ではなく将来の「府財政見込み」を理由に、「厳しい府財政状況」を強調したものの、今年度の府人勸を実施できない具体的な根拠は何ひとつ示せませんでした。府労組連は、交渉・折衝を通じて「府人勸にもとづく賃上げ

が可能」であることを指摘し、その実施を迫りました。そもそも人件費は義務的経費の1つであり、将来的な財政見込みを理由に府人勸の実態を見送ることは、予算の単年度主義にも反するものです。

#### 月例給引上げ見送りは憲法・地公法違反

日本国憲法では、すべての国民に労働基本権を保障しているにもかかわらず、公務員の労働基本権は不当にも制約されています。その「代償」として人勸制度がつけられ、地方公務員法では「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」(第24条3項)と「均衡の原則」を定めています。月例給の引上げ見送りは、憲法・地方公務員法にも反する行為です。

#### 「均衡の原則」が崩れ、「大阪から人が逃げる」深刻な事態

府職員・教職員・警察官は、住民全体の奉仕者として、憲法遵守を誓約し、住民のため日夜奮闘しています。ときには自ら健康や家庭を犠牲にしながら住民のための仕事に懸命に向き合っています。

地方公務員法の「均衡の原則」は、「公務に適材を確保するための原則の1つ(地方公務員法逐条解説)」とされています。

大阪府の賃金抑制政策によって、職員・教職員や警察官の志望者が著しく減少し、若い職員・教職員が他の自治体へ転職するなど、「大阪から人が逃げる」状態をいっそう深刻化させています。

#### 大阪経済にも大きな打撃

月例給の引上げ見送りは、9万人の府職員・教職員・警察官に影響するだけでなく、府内の自治体や中小企業をはじめ、多くの労働者の賃金に大きく影響し、大阪経済そのものにも大きな打撃を与えます。安倍首相や財界までもが「景気回復には賃上げが必要」と表明しているも、月例給の引上げを見送ることは、大阪経済をいっそう落ち込ませるものです。また、東京都・神奈川県・愛知県など、大都市圏では人口が増加傾向にあるにもかかわらず、大阪府では人口が減少するという事態も生まれています。

#### すべての労働者の賃上げに全力

府労組連は、最終回答の到達点を踏まえ、今季闘争を終結するとともに、引き続き2016国民春闘のたたかいをいっそう強化します。

「景気回復には賃上げが必要」の世論をいっそう広げ、すべての労働者の賃上げをめざし、とりくみをすすめることも、職場実態にもとづく道理ある要求の実現に全力で奮闘します。

#### 【最終回答の要旨】

- ◆ 期末・勤勉手当 0, 1月分引上げ
  - \* 6月・12月分の勤勉手当を0, 05月ずつ引上げ
  - \* 平成27年4月にさかのぼって支給(差額の支給時期は条例改正後にあらためて示す)
- ◆ 単身赴任手当 国の取扱いに準じ、平成28年4月1日より基礎額、加算額を引上げ
- ◆ 技能労務職員の期末・勤勉手当、単身赴任手当は、行政職給料表適用職員に準じる
- ◆ 交通用具使用者に係る通勤手当の身体障がい者の区分については、引き続き協議

一時金(期末・勤勉手当)の支給月数

	6月			12月			合計
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
現行	1.225	0.75	1.975	1.375	0.75	2.125	4.1
再任用	0.65	0.35	1.0	0.8	0.35	1.15	2.15
改正後	1.225	0.8	2.025	1.375	0.8	2.175	4.2
再任用	0.65	0.375	1.025	0.8	0.375	1.175	2.2